

家畜共済

家畜共済は人間で言う健康保険と生命保険が一体となった共済です。家畜の死亡事故から病傷事故まで幅広くカバーします。

1. 対象家畜について（共済掛金期間の開始の時共済目的を判定します）

補償対象家畜		共 済 目 的	
牛	乳牛の雌	成乳牛	14ヶ月齢以上の乳牛の雌（肥育を目的とする乳牛の雌を除く。以下同じ）
		育成乳牛	6ヶ月齢以上13ヶ月齢以下の乳牛の雌
		乳用子牛等	乳牛の雌から生まれた5ヶ月齢以下の子牛及び授精後240日経過した胎児
	肉用牛	肥育用成牛	6ヶ月齢以上の肥育を目的とする牛
		肥育用子牛	5ヶ月齢以下の肥育を目的とする牛
		その他の肉用成牛	6ヶ月齢以上の繁殖和牛
	その他の肉用子牛等	繁殖和牛から生まれた5ヶ月齢以下の子牛及び授精後240日経過した胎児	
種豚		6ヶ月齢以上の繁殖用の豚	



お得です！「乳用子牛共済」

平成16年4月から、乳牛の子牛等（子牛・胎児）が共済に加入できるようになりました。子牛等も共済に加入させると、乳牛全体の病傷給付がアップすることから、**成乳牛の病傷事故の際にもこれを充てることができます！**「子牛等は事故が少ないから・・・」という農家でも、子牛等を共済に加入することで成乳牛の補償アップにもつながります。さらに、成乳牛の掛金と比べ、安い掛金率も大きな魅力です。全国的に胎児死や子牛の病気が増えていますので、加入されていない方は是非ご加入をお勧めします。

2. 加入資格について

組合等の区域内に住所を有し、牛及び豚についての養畜の業務を営む方が加入できます。なお、家畜共済は飼養家畜について全頭加入をしていただく包括共済となります。

3. 補償期間について

共済掛金が払い込まれた翌日から1年間が補償期間となります。

4. 補償対象事故について

死亡事故：加入家畜が死亡したとき（と殺による死亡は除く）

廃用事故：加入家畜に以下の事例が発生したとき

- ① 疾病、障害によって死にひんした場合
- ② 不慮の災やくによって救うことのできない状態に陥った場合
- ③ 骨折、は行、両眼失明、BSE、牛白血病、創傷性心臓炎もしくは、特定の原因による菜食不能であって治癒の見込みのないものによって使用価値を失った場合
- ④ 行方不明（盗難による場合も含む）となった日から30日以上生死が明らかでない場合
- ⑤ 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が繁殖能力を失った場合
- ⑥ 乳牛の雌が泌乳能力を失った場合
- ⑦ 牛が出生時において、き型又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかの場合

病傷事故：加入家畜が病気や怪我をしたとき

5. 補償額について

補償額（共済金額）は、飼養家畜の価額（共済価額）の合計額に、2割から8割の間で、加入者が申し出た割合に応じて求めます。なお、この割合は家畜の導入や譲渡などにより変動しますのでご注意ください。

※飼養家畜の価額は、最寄りの家畜市場の取引価格を基準に、月齢・年齢等に

応じて定めています。平成21年度の飼養家畜の価額は次のとおりです。

乳牛の雌			
月齢	価額	月齢	価額
1～2	30,000	37～48	350,000
3～5	60,000	49～60	300,000
6～9	100,000	61～72	250,000
10～13	160,000	73～84	200,000
14～21	270,000	85～	150,000
22～36	400,000		

牛胎児（牛胎児の価額はその他の肉用牛でも同額です）					
胎児種類	価額	胎児種類	価額	胎児種類	価額
乳牛	20,000	F 1	70,000	E T 和牛	90,000

肥育牛					
黒毛和種		F 1		ホルスタイン	
月齢	価額	月齢	価額	月齢	価額
1	100,000	1～2	80,000	1～2	30,000
2	160,000	3～5	110,000	3～5	60,000
3	180,000	6～8	150,000	6～12	100,000
4	210,000	9～12	200,000	13～16	200,000
5	250,000	13～18	300,000	17～20	250,000
6～7	350,000	19～22	400,000	21～	300,000
8～11	400,000	23～	450,000		
12～15	450,000				
16～20	500,000				
21～25	550,000				
26～	600,000				

その他の肉用牛					
黒毛和種				F 1	
月齢	価額	月齢	価額	月齢	価額
1	100,000	15～36	500,000	1～2	80,000
2	160,000	37～60	400,000	3～5	110,000
3	180,000	61～84	300,000	6～14	200,000
4	210,000	85～	200,000	15～36	300,000
5	250,000			37～60	200,000
6～14	400,000			61～	100,000

種豚		
月齢	雄	雌
6～	100,000	60,000

6. 共済掛金について

補償額（共済金額）に畜種ごとに定めている掛金率を乗じた金額になります。なお、そのうち牛は50%、種豚は40%を国が負担しますので、掛金はお安くなります。

また、共済掛金とは別に事務費賦課金をいただいております。

※当組合標準掛金率一覧表（平成21年度）

共済目的	掛金率	共済目的	掛金率
成乳牛	19.902%（注）	その他の肉用成牛	4.002%
育成乳牛	8.602%		
乳用子牛等	11.402%	その他の肉用子牛等	11.102%
肥育用成牛	3.402%		
肥育用子牛	27.802%	種豚	10.503%

（注）成乳牛については、平成20年度から危険段階を設けております。危険段階とは、当組合内での加入者間の死廃及び病傷被害率の差を是正するため

に導入されたもので、被害率が高い農家は掛金を標準掛金率より高く、被害が少ない農家は掛金を標準掛金率より低くする制度です。危険段階は、加入者個々の死廃事故及び病傷事故の過去3年の被害率を基に算定します。

なお、現在当組合で危険段階を導入しているのは成乳牛のみです。

平成21年度の掛金率は次のとおりです。どの危険段階にあたるかは引受時にお渡しした引受台帳をご覧ください。

※当組合危険段階別共済掛金率一覧表（平成21年度）

危険段階	掛金率	危険段階	掛金率	危険段階	掛金率
01	23.202%	10	20.002%	19	18.702%
02	22.602%	11	21.002%	20	18.102%
03	22.102%	12	20.402%	21	19.802%
04	21.602%	13	19.902%	22	19.202%
05	21.002%	14	19.402%	23	18.702%
06	22.202%	15	18.802%	24	18.202%
07	21.602%	16	20.302%	25	17.602%
08	21.102%	17	19.702%		
09	20.602%	18	19.202%		

7. 共済金の支払いについて

死亡及び廃用事故発生時には死廃共済金をお支払いします。加入者によっては死廃共済金の支払限度（死廃共済金支払限度額）が定められ、**その限度額を超えた場合は共済金のお支払いができなくなります**。なお、死廃共済金は、次のとおり計算します。

$$\text{死廃共済金} = (\text{事故家畜の価額} - \text{残存物価額}) \times \text{補償額} \div \text{飼養家畜の価額の合計額}$$

病傷事故が発生し、獣医師に診療を依頼した場合は、獣医師が治療した経費を加入者に代わってお支払いします。ただし、**初診料は加入者負担**となります。

また、国が定めた限度（病傷共済金給付限度額）以内ならば何度受診しても無料ですが、**限度超過の際は加入者の負担となります**のでご注意ください。

8. 死廃事故の際に提出していただく書類について

家畜の死廃事故が発生したときに次の事例にあたる場合は、例示する書類を提出していただく必要があります。

①胎児または出生後7日以内に死亡、廃用した場合	授精（移植）証明書
②廃用認定され出荷した場合	精算書（牛の価格、枝肉重がわかるもの）
③廃用認定され出荷したが、と場にて全廃となった場合	全廃証明書

9. 家畜の異動通知について

家畜の異動があった場合は、遅滞なく当組合へ異動通知をするようにしてください。

異動通知の対象となる異動は、①家畜を売ったとき、②家畜を買ったとき、③家畜が死んだとき、④家畜が出生したとき（子牛共済加入者）、⑤家畜が加入月齢に達したとき（子牛共済未加入者において、出生牛などが6ヶ月齢に達したときなど）です。

異動通知は、異動記録簿などを用いて当組合へ報告をしてください。なお、異動記録簿は加入者が牛の異動状況を記入するもので、加入者には記入と保存が義務付けられていますので、記入を忘れず行い報告をしていただくようお願いいたします。

家畜共済では、死亡及び廃用事故が発生した場合、事故発生直前での補償の割合（補償額÷家畜の評価額の合計）によって共済金が計算されます。そのため、当組合では家畜の飼養状況を常に把握する必要があります。

家畜共済の財源は組合員皆様の掛金と国からの補助金です。異動通知を適正におこなっていないために死廃共済金に過払いが生じていた場合は、過払い分の共済金を返還していただくことがありますので、ご協力をお願いします。



以下の場合には、共済金を免責する（共済金を支払えない）、また、削減される場合があります。

- ①加入前からすでに病気であり、死亡及び廃用事故の原因が加入前であったことが明らかなき
- ②加入してから2週間以内の事故のとき（加入後に事故が発生し、その原因が明らかに加入後である場合は除く）
- ③当組合へ導入や譲渡、出生などの異動通知を行わない、もしくは事実と違った通知をしたとき
- ④当組合の職員や囑託及び連合会獣医師から損害を防止するために指導された事項を守らなかったとき
- ⑤疾病の発生通知の遅れ、削蹄をおこなわないこと等が原因による死亡及び廃用事故が発生したとき

その他詳しいお問い合わせは、

西三河農業共済組合もしくは、愛知県農業共済組合連合会へ

西三河農業共済組合 事業2課家畜班

TEL (0563) 34-8053

FAX (0563) 34-8054

愛知県農業共済組合連合会 家畜メディカルセンター

TEL (0533) 84-6544

FAX (0533) 84-6548